

自立支援医療（更生医療）の申請について

申請に必要なもの

- 1 自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
- 2 更生医療意見書
- 3 身体障害者手帳の写し（同時申請の場合は、手帳診断書の写し）
- 4 印鑑
- 5 健康保険証の写し
- 6 特定疾病療養受療証の写し（慢性腎不全等で交付されている人）
- 7 世帯全員が市町村民税非課税の場合、本人の収入（年金等）が確認できる書類（障害基礎年金の振込通知書、 .1.1～ .12.31 の通帳の写し等）
※ 自立支援医療の「世帯」の範囲：医療保険単位
- 8 個人番号通知カードまたは個人番号カード
- 9 本人確認書類（免許証、住基カード、保険証等）
※顔写真のない本人確認書類の場合は2種類

留意事項

- 1 対象者は、自立支援医療（更生医療）の対象となる部位についての身体障害者手帳を所持している18歳以上の一定所得未満の人です。
対象となる適用障害と手術例は裏面のとおりです。
- 2 自立支援医療（更生医療）指定医療機関でなければ給付は受けられません。
- 3 申請時点ですでに治療が実施されている場合は、適用できません。
- 4 心臓機能障害・じん臓機能障害・肝臓機能障害・免疫機能障害については、身体障害者手帳の申請と自立支援医療（更生医療）の申請を同時に行うことができます。
- 5 兵庫県立身体障害者更生相談所の判定に基づいて、給付決定を行います。判定依頼に当たり、生育歴・職業歴、障害に関する既往歴等を伺います。

お問い合わせ

本庁地域福祉課	TEL 0791-64-3204
新宮総合支所地域振興課	TEL 0791-75-0253
揖保川総合支所地域振興課	TEL 0791-72-2523
御津総合支所地域振興課	TEL 079-322-1451